

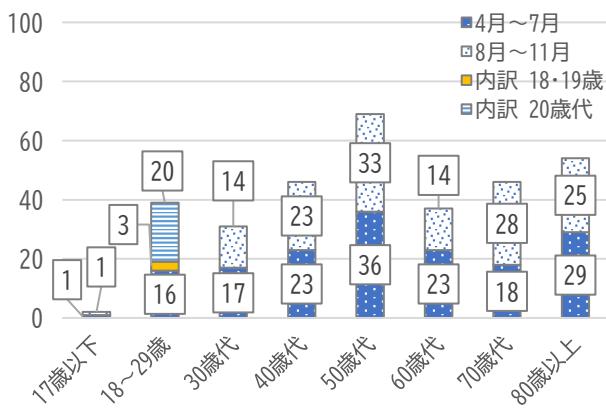
栄区消費生活相談情報<速報値>

～令和5年1月 新春号～

◇消費生活相談件数

	8月～11月	4月～7月	増▲減	【増減率】
栄区	166	166	0	0.0%
市内全体	4,978	4,877	101	2.1%

◇年代別件数



◇主な契約のきっかけ別件数

	8月～11月	4月～7月
SNS	17	12
定期購入	18	16
点検商法	11	3
電話勧誘	16	7

SNSをきっかけとして商品やサービスの勧説等をするもの。

一定の金額を払うことで定期的に商品を購入する契約。

点検と称して来訪し「工事をしないと危険」等事実と異なることを言って商品やサービス等を契約させる商法。

電話で商品やサービスの勧説等をするもの。

◇商品・役務別ランキング

1位	エステサービス	12	2年間通い放題の脱毛エステの契約をした。契約時にはいつでも通えると言われたのに、予約がとれず思ったように利用できない。嘘の説明を信じて契約したので取り消したい。
2位	化粧品	10	SNSの広告を見ていっても解約できる1セット500円の美容パックを注文した。1週間後に2回目の3セットが届き、請求額は3万円だった。2回目がこんなに高額だと思わなかつたので返品したい。
3位	商品一般	8	聞き覚えのない会社から、クレジットカード未払い分の支払いを求める文書が届いた。利用日は10年以上前であり覚えもなく、これまで請求を受けたこともない。どう対処したらよいか。
3位	健康食品	8	TVショッピングを見て電話をかけ、サプリメントの試供品を注文した。1か月後同じ商品が届いたが、定期購入で頼んだ覚えはないので不審だ。事業者に連絡がとれず困っている。
3位	工事・建築	8	高齢の親の自宅を訪問したところ、カレンダーに工事業者訪問の予定が書き込まれていた。屋根の工事を行うようだが、本人はよく覚えておらず、不安なので訪問を断りたい。



通販サイトのココを見て！

- 特定商取引法に基づく表記 -

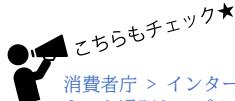
SNSやネットを閲覧中に表示された広告を見て商品を注文したが届かない等、通信販売に関する相談が依然として多く寄せられています。通信販売では広告において一定事項を表示することが義務付けられており、多くのサイトでは特定商取引法に基づく表記というページで掲載しています。特に初めて注文するサイトでは隅々までよく見て不審な点がないか確認するようにしましょう。

特定商取引法に基づく表記

- 販売事業者の名称・住所・電話番号
- 代表者
- 商品の販売価格
- 商品代金以外の必要金額
- 支払方法の時期・支払方法
- 商品の引渡し時期
- 注文の取消・返品・交換について

実在しますか？

クレジットカードがあっても
実際の購入時には代引きや振り込み
しか選択できない時は要注意です！



消費者庁 > インターネット通販トラブル



※特定商取引法に基づく表記という表現をしていないサイトもあります

今年度の特徴

エステサービス
でのトラブル急増！

脱毛エステなどの契約は
長期間かつ高額となるものも少なくありません。

- ・健康上のリスク
 - ・今後通えなくなるリスク
 - ・事業者が倒産するリスク
- も考えて契約時には慎重に判断するようにしましょう。



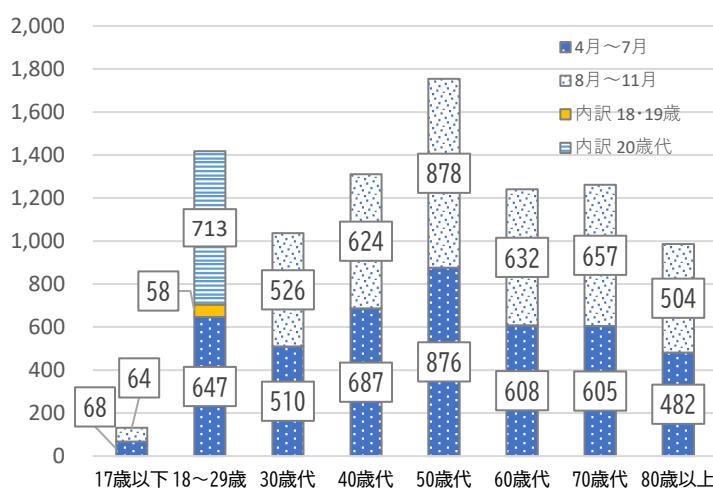
◇消費生活相談件数

	8月～11月	4月～7月	増▲減	【増減率】
市内全体	4,978	4,877	101	2.1%

◇相談件数月別内訳



◇年代別件数



◇主な契約のきっかけ別件数

	8月～11月	4月～7月
SNS	394	395
定期購入	376	433
点検商法	139	109
電話勧誘	312	283

◇商品・役務別件数 年代別上位5位

順位	17歳以下	18～29歳	30歳代	40歳代	50歳代	60歳代	70歳代	80歳以上
1位	インターネットゲーム 29	エステサービス 251	エステサービス 50	不動産賃借 31	化粧品 59	化粧品 60	化粧品 64	工事・建築 67
2位	化粧品 5	不動産賃借 46	不動産賃借 49	化粧品 28	商品一般 41	商品一般 44	商品一般 54	商品一般 40
3位	健康食品/ アダルト情報/ 異性交際関連サービス/ パーマ 各 3	役務その他 サービス 33	化粧品 17	商品一般 21	工事・建築 36	工事・建築 34	工事・建築 38	役務その他 サービス 26
4位		異性交際関連サービス 24	商品一般 15	役務その他 サービス 20	不動産賃借 34	役務その他 サービス 30	役務その他 サービス 30	健康食品 23
5位		金融コンサルティング 各 18	インターネット接続回線/役務その他 サービス 各 14	エステサービス 19	健康食品 28	健康食品 20	健康食品/ 携帯電話 サービス 各 22	化粧品/ 修理サービス 各 18

商品一般・・・商品の特定ができない相談や、身に覚えのない架空請求等に関するもの 不動産賃借・・・賃貸住宅退去時の修繕費等に関するもの 工事・建築・・・屋根工事・増改築工事・衛生設備工事等に関するもの 金融コンサルティング・・・投資で簡単に儲かる方法を教える情報商材等に関するもの 異性交際関連サービス・・・出会い系サイト・アプリに関するもの 役務その他サービス・・・有料質問サイトや偽警告から誘導されたウイルス除去サービス等に関するもの

発行元:横浜市消費生活総合センター

電話相談受付 045-845-6666

平日9時から18時／土曜・日曜9時から16時45分